

未回収リスクへの対応について

平成30年2月1日
容量市場の在り方等に関する検討会事務局※

- 小売電気事業者等の不払いに対するリスクヘッジのための仕組みについて、第16回制度検討作業部会にて別途検討することと整理された。
- このため、本資料にて広域機関の費用未回収リスクへの対応について検討する。

論点 1 3 : 費用精算の考え方 (費用徴収の確実性)

- 市場管理者である広域機関が、会員である小売電気事業者等から容量拠出金（仮称）を徴収する場合、その確実性の担保が課題となる。
- 仮に広域機関の会員である小売電気事業者等が費用支払に応じなかった場合、広域機関の定款または業務規程に基づき、広域機関による当該会員の名称の公表や、当該会員に対する指導または勧告若しくは制裁が行われることになると考えられる。
- それでもなお、改善が見られない場合は、必要に応じ、電気事業法に基づく経済産業大臣による供給能力確保その他必要な措置をとることの命令、あるいは、業務改善命令の発出が検討されることになる。このために必要な情報として、電気事業法に基づく監督命令により、広域機関に対して容量市場の実施状況を定期的に報告させることとしてはどうか。
- また、小売電気事業者等による支払遅延や不払が発生した場合には、広域機関から発電事業者等への支払に支障が生じる事態も否定できないことから、そうした場合に備え、広域機関において、他の機関における実務等も参考にしながら、保証金の徴収や保険の活用など、リスクヘッジのための仕組みを検討しておくことも必要ではないか。

※支払リスクを低減する観点から、請求については、毎月行うとともに、小売電気事業者の退出等があった場合には、他の事業者の負担を速やかに見直す仕組みが必要なのではないか。

<英国の例>

英国では、1か月の支払額の110%分を担保として毎月徴収することとしている

Credit Cover = requirement	Monthly Capacity Market Supplier Charge	×	110%
e.g. £9.9 million	e.g. £9 million		i.e. 1.1

- 広域機関が容量市場の費用回収・支払を行うイメージは、下図のとおり。
- 広域機関の未回収リスクは、以下の2点と想定される。
 - 容量拠出金（仮称）未回収リスク
⇒小売電気事業者、一般送配電事業者（以下小売電気事業者等）からの容量拠出金（仮称）（以下容量拠出金）の未回収リスク
（EX:小売電気事業者等の不払い時は、広域機関による督促や指導・勧告等、経済産業大臣による業務改善命令発出の検討が行われること等でリスクに対処するが、倒産により未回収となるリスクは残る）
 - 経済的ペナルティ未回収リスク
⇒発電事業者等の追加的金銭支払いの未回収リスク
（EX:発電事業者等の不払い時は、広域機関が督促や参入ペナルティによる制裁等を行う（今後検討）が、容量確保契約（仮称）（以下容量確保契約）を締結した電源の市場退出不いしは当該事業者等の廃業により、経済的ペナルティを支払わない電源、事業者が発生する可能性あり）



- 容量拋出金未回収リスクへの対応案としては、以下4案が考えられる。
 - 対応案1：金融商品
 - 対応案2：預託金
 - 対応案3：回収分のみを発電事業者等に支払う
 - 対応案4：経済的ペナルティの活用
- 次頁以降でそれぞれの対応案についての考察を行う。

(1)具体的な手法

- ・金融商品を活用したリスク対応としては、具体的には以下2つの手法が考えられる。

- ✓手法1：小売電気事業者等が銀行保証を受ける

(保証金及び担保は、小売電気事業者等の信用力により事業者毎に異なると想定される。すなわち、信用力の低い事業者は、信用力の高い事業者よりも保証金及び担保の金額が高額となる。)

- ✓手法2：広域機関が保険を付保する

(保険の原資の回収方法については、容量市場に関連する運営費用全般の取扱いを議論する中で総合的に検討することとしたい。)

(2-1)手法1に対する評価

- ・信用力の低い事業者ほど保証金及び担保の金額が高額になると考えられる。信用力の高い事業者は競争力の高い支配的事業者であることが想定され、支配的事業者と新規参入者や中小規模の事業者との間に競争上の歪みが生じるか。
- ・保証金には銀行のマーヅンが織り込まれているため、マーヅン分のコスト増が全小売電気事業者等の追加負担となる。

(2-2)手法2に対する評価

- ・信用力によらず料率を一定とするような配賦手法（例：kW按分）にて小売電気事業者等が保険原資を負担する場合は、信用力の高い事業者が低い事業者の料率を一部負担する形となる。
- ・保険会社としては新商品となること、大小様々な小売電気事業者等の個別信用リスク算定が難しいこと等から、料率が高額となりコスト増となる恐れがある。
- ・保険料率には保険会社のマーヅンが織り込まれているため、マーヅン分のコスト増が追加負担となる。

(1) 具体的な手法

- ・預託金のように予め担保を徴収する方法として英国の事例のような方法が考えられる。
- ・英国では、容量拠出金とは別に1か月の拠出金支払額相当の預託金（月額料金の1.1倍）を徴収され、デフォルト時には担保として充当される。

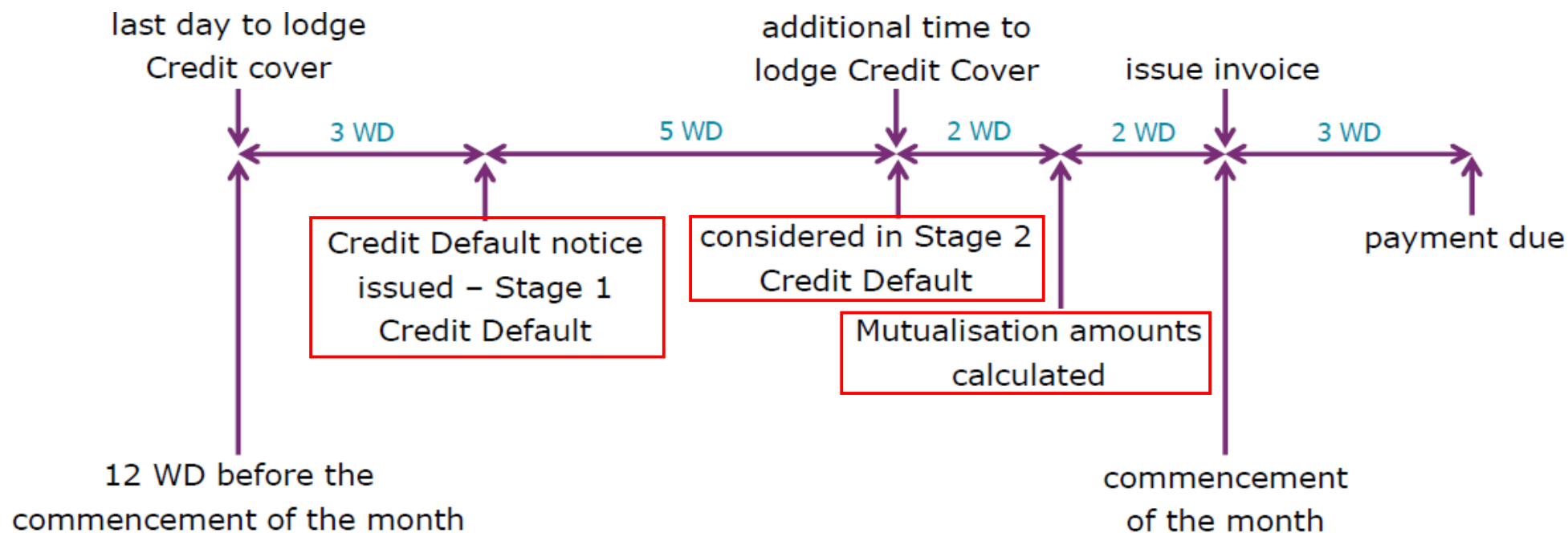


出所：Supplier Charges in the Capacity Market

(2) 評価

- ・予め小売電気事業者等に金銭の拠出を求めるため、容量拠出金未回収リスクを低減させる手段として有効と考えられる。
- ・しかしながら、信用力の高い小売電気事業者等にとっては不要なキャッシュ負担となる。
- ・他方、フリーキャッシュフローが潤沢でない新規参入者、中小規模事業者にとっては、自社のキャッシュフローを圧迫する恐れがある。
- ・また、預託金の未回収が発生した時の取扱いを別途決める必要がある。

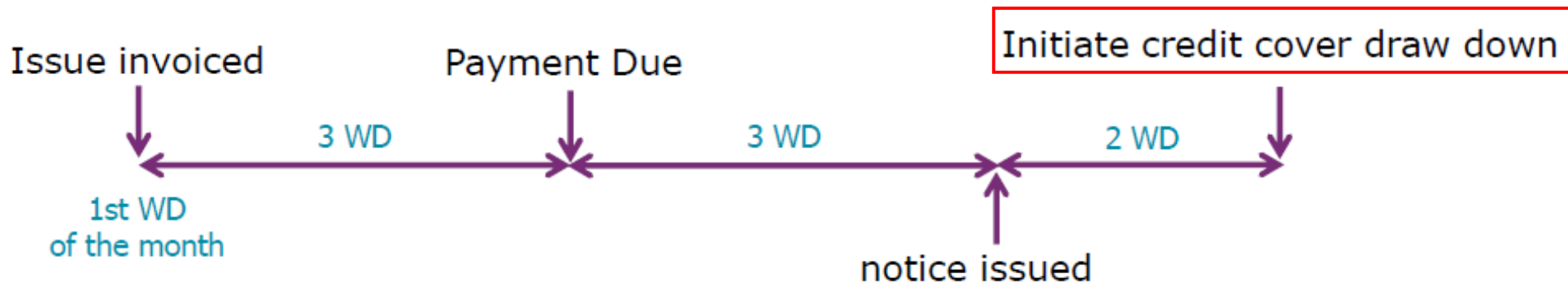
- 小売電気事業者は、預託金 (credit cover) 積立額を、該当月の12営業日前までに拠出金の1.1倍とする必要があるが、積立額が不足している場合は、3営業日後に「Stage1 Credit Default」となる。
- その後、5営業日以内に不足分が納められていない場合には、「Stage2 Credit Default」となる。
- 「Stage2 Credit Default」となった金額は、「Mutualisation (相互化)」という仕組みで、デフォルトしていない小売電気事業者から不足金額を追加徴収する仕組みとなっている。



出所 : Supplier Charges in the Capacity Market

※デフォルトした小売電気事業者の未払金額がのちに支払われた場合は、「reconciliation (調停)」の際に、追加徴収された小売電気事業者に返金されるが、支払われなければデフォルトしていない小売電気事業者が未払い分を肩代わりすることとなる仕組み。

- 英国事例における、拠出金請求から預託金が引き出されるまでのスキームは以下のとおり。
 - ▶ 精算機関から小売電気事業者に毎月第1営業日に請求書が発送され、3営業日後に支払期日が到来する。
 - ▶ 支払期日を3営業日経過しても未払いの場合、その2営業日後に預託金 (credit cover) が引き出される。



4.容量拠出金未回収リスクへの対応案についての考察 ～対応案3：回収分のみを発電事業者等に支払う～

(1)具体的な手法

- ・未払いに対し、広域機関による督促や指導・勧告等、経済産業大臣による業務改善命令発出が検討されること等のけん制により全額支払いを促す。
- ・そのうえで、やむを得ず全額回収ができなかった場合は、小売電気事業者等から回収できた容量拠出金額分のみを発電事業者等に支払う。

(2) 評価

- ・容量拠出金を適切に支払っている小売電気事業者等に他の小売電気業者等が発生させた未払い分を負担させることを回避できる。
- ・広域機関より発電事業者等に支払われる金額から容量拠出金の未回収分が減じられることにより、発電事業者等の収益の予見性が低下する恐れがある。
- ・容量市場オークションの入札額が容量拠出金未回収リスク分を考慮した金額となると考えられるため、入札額の上昇を招き、結果的に小売電気事業者等の負担額が増加する恐れがある。

4.容量拠出金未回収リスクへの対応案についての考察

～対応案4：経済的ペナルティの活用～

(1) 具体的な手法

- ・発電事業者等から受ける経済的ペナルティ等を活用する方法が考えられる。

(2) 評価

- ・経済的ペナルティは、容量確保契約により容量を一括調達する広域機関との間でリクワイアメントを履行できない発電事業者等が支払うものであるため、適切に容量価値を提供した発電事業者等への広域機関からの支払原資が何らかの理由により不足した際に、経済的ペナルティを充当することに合理性があるのではないか。
- ・一方、小売電気事業者等はリクワイアメントが完全履行され容量価値が全量提供される前提で容量拠出金を負担していると考え、容量価値が提供されなかったことにより発生したペナルティについては、全額が小売電気事業者等に還元されるべきであると考えられる。この時、経済的ペナルティを発電事業者等への支払原資の一部として活用すれば、小売電気事業者等への還元額は減少することとなる。
- ・少なくとも、上記のような充当を行ってもなお、一定期間経過後（取扱いは今後検討要）に残っているペナルティ金額は各小売電気事業者等に還元（または翌年度の容量拠出金総額から差し引き）するような仕組みとする必要がある。
- ・逆に、経済的ペナルティが発生しなかった場合は支払原資が得られないこととなるため、本案単独では対応案として成立しない可能性がある。

4.容量拋出金未回収リスクへの対応案についての考察 ～まとめ～

- 各対応案についてまとめると以下のとおりとなる。
- 実現可能性の観点も踏まえ各案をさらに精査し、複数案の併用も含め詳細を今後検討していきたい。

	運営コスト	小売電気事業者等から見た評価	発電事業者等から見た評価
対応案1：金融商品 (手法1:銀行保証)	○ (追加コストは発生しない)	× (信用力の低い新規参入者、中小規模事業者の負担が重い)	○ (発電事業者等は銀行保証が不要)
対応案1：金融商品 (手法2:保険)	× (追加コストが発生する)	△ (信用力の高い事業者が低い事業者の料率を負担する可能性)	△ (リスク主体者ではないが保険金原資の一部を負担することとなる可能性)
対応案2：預託金	△ (預託金未回収時の対応が必要となる恐れ)	△ (預託金額が大きい場合は事業者の負担感が重い)	○ (発電事業者等は預託金対象外)
対応案3：回収分のみを発電事業者等に支払う	○ (追加コストは発生しない)	○ (追加負担は発生しない)	△ (容量拋出金未回収分だけ容量価値受取額が減少するため収益予見性が低下する恐れ)
対応案4：経済的ペナルティを活用	○ (追加コストは発生しない)	△ (ペナルティからの充当分だけ還元額が減少する)	○ (容量価値の受取額は容量拋出金未回収の影響を受けない)

- 発電事業者等に課す経済的ペナルティは、容量価値の確実な提供を目指す仕組みとして導入されるものである。したがって、未回収リスクについては、以下のとおり整理してはどうか。
- なお、あくまでも追加的な金銭支払いのペナルティは電源等に課されるため、事業譲渡等があった場合には、電源に関する債権債務も譲渡先に求める、ないしは、ペナルティ電源等が容量市場に参加した際に、容量クレジットの支払をペナルティ分減ずるとしてはどうか（今後詳細は要検討）



容量確保契約継続

当該事業者が他電源を保有している場合、他電源の容量価値の支払いを減ずる



容量確保契約解約
= 容量市場からの撤退 (※)

※ペナルティ未回収分については、引き続き事業者に請求を継続していくものの、最終的に事業者もしくは電源が市場から撤退すれば、容量価値の確実な提供を期待できない要因は除かれることとなる。
⇒未回収により小売電気事業者等への還元金額は減少するものの、少なくとも追加負担は生じない。